

# 中川事務所新聞

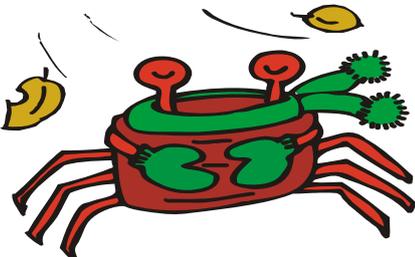
第98号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【建設業者の社会保険未加入は危ない】

昨今、社会保険の保険料と給付のバランスについてあれこれ議論がされていますが、これは主に厚生労働省的視点でなされることが多いものです。一方、国土交通省では、それとは別の視点で建設事業者の社会保険未加入対策に本腰を入れるようです。

ルールを守ってしっかり加入している事業者には影響ありませんが、そうではない事業者には淘汰の嵐が吹き荒れそうです。



### 【高齢者の継続雇用のための給付金】

60歳以上65歳未満、雇用保険に5年以上入っている方を継続雇用し、60歳時点の賃金より75%未満に低下した場合、その低下率に応じて給付金が支給されます。

(例)  
60歳時点の賃金が30万円  
60歳以後の賃金が18万円(60%)に低下した場合  
18万円の15%に相当する2万7千円が支給されます。

該当する場合には、申請漏れのないようにしっかりいただきましょう。

### 【マイカー通勤の非課税限度額の変更】

来月から片道15km以上のマイカー通勤手当の非課税限度額

の特例が廃止されます。該当する場合は、国税庁HP等で詳細を確認し、給与計算のルールへ反映させる必要があります。

- 【12月の事務予定】
- ・12月決算法人期末実地棚卸
  - ・9月決算建設業決算変更届
  - ・10月決算法人確定申告&納税
  - ・4月決算法人中間申告&納税
  - ・年末調整
  - ・大掃除

平成24年1月号の当新聞は休刊とさせていただきます。



## 知ってお得！？法律雑学

Q. ピスト（ブレーキのない競技用自転車）に乗っていて検挙された人がいたようですが、たかが自転車で厳しいですね？

A. 一般的に交通違反では、青キップ→赤キップ→正式裁判の順に罰が重くなります。今回の事件では赤キップを経て正式裁判のうえ罰金刑が確

定したわけですが、赤切符を2回切られても事実上無視したのでかなり悪質な事件です。

青キップは刑罰ではなく、反則金を支払えばそれ以降罪に問われることはありません。一方、赤キップは略式手続きで罰金刑となる立派な(?)刑罰です。ちなみに、自転車には青キップの制度はなく、

いきなり赤キップからスタートします。

自転車だからといってなめていると、前科者になってしまうこともあるので、交通ルールはしっかり守りましょう。



師走

# 経営談義

## 【税金でモノを買う】

法人が設備投資に代表されるようなモノを買う場合、個人で買うのとは違ったお金(価値)の動きがあります。

例えば利益が100万円出ていまして。①何もしなければ税率が30%として30万円の税金を支払うことになります。②ここで50万円のモノを買って経費に計上した場合、利益は50万円になって税金の支払いは15万円になります。50万円のモノが実質35万円(30%引き)で買えたことになります。整理すると、



### ①の場合

100万円-30万円=70万円  
で、手元に残るのは現金70万円

### ②の場合

100万円-50万円-15万円=35万円  
で、手元に残るのは現金35万円と50万円のモノ  
手元に残る価値は70万円から85万円に増えます。

ただし、ここでの結論は利益が出たらモノを買えといっているものではありません。まず、支払い税金を減らすために買ったモノが本当にその価値があるということが絶対的な前提条件になります。単なる無駄使いでは、結局のところ手許現金が減るだけで、まともに税金を払ったほうが金持ちになるということです。

世間でよくある「経費で落とせるから」という発想は、実質的に税率分だけ個人で買うより値引きを受けられるというメリットがある反面、資金の流出が起こるというデメリットも併せ持っています。しかも、会社が赤字であればメリットは何もなく、デメリットだけが拡大されることになります。

会社というものはしっかり利益を出し、それに付随する税金を支払って現金を残すという基本を忘れないようにしましょう。



あじがわ

私の主力営業車スクーターの外装部品を一部交換し、その他部分を徹底的に磨き込んだら、見違えるほど綺麗になりました。購入して四年になり、償却も終わっています。三千元の部品代投資で気持ちよくこれからも大活躍してくれそうです。

早いもので今年も最後の月になりました。激動の一年でしたが、来年は平穏な年になることを祈るばかりです。本年もお世話になりました。来年もよろしくお願いたします。



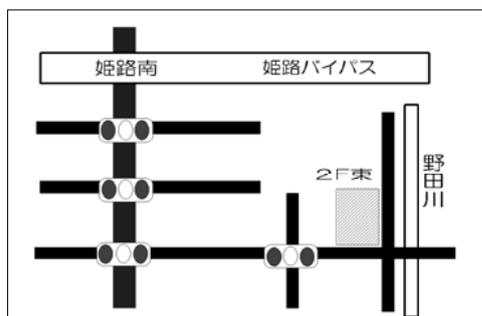
ワンストップ「経営・生活」サポーター

## 行政書士・中川法務会計事務所

### 法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務 (問題が起こる前の対策)
- ・ 戦略会計 (経営に役立つ会計)
- ・ マネジメント (経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp